

石巻市街なかイベント開催助成金 募集要領

① 目的

この助成金は、中心市街地での賑わいを創出し、活気ある街づくりに貢献する「石巻市中心市街地活性化基本計画」に謳われているエリア内で活動を行う組合・団体等を支援するものです。

②助成対象者 ※以下の要件を満たす組合・団体となります。

- (1)各商店街、及び、各通りの任意の商店会等の組織である事
- (2)石巻市内で活動の拠点を有している団体である事
- (3)観光産業を推進する団体や街づくり会社である事
- (4)各種イベント実施のために組織された任意の団体である事
- (5)前述(1)から(3)の団体等に於いては、規約、会則等組織に関する定めがあり、且つ団体の構成員が2人以上である事
- (6)政治、宗教又は営利を目的としていない事
- (7)他の助成金等の交付を受けていないこと

③助成の対象となる事業 ※「石巻市中心市街地活性化基本計画」に位置付けられる区域で実施される事業であって、以下の事業が当てはまるものが対象となります。

- (1)地域振興を図る事業
- (2)地域を活性化し、市民の一体感に資する事業
- (3)商店街活性化を図る事業
- (4)その他賑わい創出に対する事業
- (5)令和8年4月1日～令和9年2月28日までに開催する事業

④助成対象の経費

事業に要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、借料・損料、備品購入費、雑費等とし、詳細は「助成対象・対象外経費一覧表」を参考にしてください。

販売等による収益金又は参加者等の負担金がある場合は、イベント事業等に要した経費より差し引きます。

※報償費において、源泉徴収税の手続きを行った場合は、源泉関連証明資料をあわせて提示いただきます。

⑤助成金の精算

実績報告書提出後、適切に精査し指定口座へ支払います。

ただし、経費の割り振りで当初予定助成額より変動する事もございます。

⑥助成できない事業

- (1)事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する場合
- (2)専ら利益を目的とし、公益性を欠く場合
- (3)政治活動又は宗教活動を行う事を目的とする場合

- (4) 対象事業が地区住民の親睦会的事業である場合
- (5) 他の助成金の交付を受けていること
- (6) 過去に3回以上本助成金の交付を受けていること
- (7) その他、社会通念上、助成対象事業として適当でないと認められるもの

例：・イベント性がない長期間の装飾

- ・事業者、店舗の企業努力に関するもの（売出し 等）
- ・興行（映画・音楽・スポーツなどの有料公演 等）

⑦その他応募にあたっての留意事項

- (1) 各種書類は、紙式で受け付けますので、団体印等押印漏れの無い様にしてください。
- (2) 単一年度内は1団体1事業のみ申請可とします。
- (3) 事業終了後、2週間以内に実績報告書を提出してください。
- (4) 各種助成金等との併用はできません。
- (5) 本助成金の申請にあたり、審査会を設け、交付可否を決定いたします。
- (6) 審査会の要件等は下記の通りといたします。
 - ・次条第1項の申請書等に基づき、事業内容が補助事業に該当するか否かについて審査するものとする。
 - ・審査は石巻市、石巻商工会議所、株式会社街づくりまんぼう等で構成される審査会で行うものとする。
 - ・審査会は交付基準を事前に設定し、中心市街地のにぎわい創出や活気ある街づくりに貢献するなどの視点から当該申請が交付基準を上回るかどうかを総合的に判断するものとする。
 - ・審査会は審査結果を事務局へ報告し、申請者が希望する場合には交付基準を下回った理由等を開示するものとする。
 - ・審査会は審査結果を踏まえた上でイベントの内容を修正し、再申請することを妨げない。ただし、再申請は同一年度中に1度限りとする。

⑧申請方法

次の書類を期限までに提出してください。

- (1) 石巻市街なかイベント開催助成金申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の定款、規約、会則又はそれに準ずるもの
- (5) 団体の会員名簿
- (6) その他必要と認められる書類

⑨提出期限

最終申請提出日は令和9年2月1日(月)とします。

⑩助成額

助成対象経費の3/4以内(上限200,000円)とします。

⑪提出方法

石巻市中心市街地活性化協議会事務局(石巻商工会議所内)まで直接提出願います。

※電子メール・郵送での提出不可

⑫問合せ先

石巻市中心市街地活性化協議会事務局(石巻商工会議所 中小企業支援課内)

TEL:0225-22-0145/FAX:0225-94-3978

e-mail:icci@ishinomaki.or.jp